

財団法人香川県国際交流協会寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人香川県国際交流協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を香川県高松市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、県、市町、民間団体等と連携しつつ、多くの県民の参加の下に国際交流を推進し、世界の人々との相互理解と友好親善を図り、もって、県民福祉と世界に開かれた地域づくりの促進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際交流事業の企画及び推進
- (2) 民間団体の国際交流活動に対する支援
- (3) 国際交流活動を行うボランティアの組織化及び育成
- (4) 留学生、研修員その他の在県外国人に対する支援
- (5) 国際交流に関する情報の収集及び提供
- (6) 海外移住、海外技術協力等に関する事業
- (7) 外国語習得のための研修事業
- (8) 香川県の委託を受けて行う香川国際交流会館の管理に関する事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産、事業計画等

(財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立に際し基本財産として指定された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ香川県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(財産の管理)

第8条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に理事会の議決を得て、香川県知事に届け出なければならない。

2 理事長は、前項の事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、理事会の議決を得て、香川県知事に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第11条 この法人の事業報告、決算及び財産目録は、理事長が作成し、監事の監査を経て毎会計年度終了後3月以内に理事会の議決を得て、香川県知事に報告しなければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第12条 収支予算で定めるもののほか、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会の議決を得なければならない。

(会計年度)

第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員等

(役員の種類及び選任)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 13人以上18人以内
- (2) 監事 2人
- 2 役員は、理事会において選任する。
- 3 理事は、互選により、理事長、副理事長及び専務理事各1人を定める。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、会務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 5 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会又は香川県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会を招集すること。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第17条 役員に、職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき、又は心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、あらかじめ、その役員に解任の理由を通知し、解任の決議を行う理事会において弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第18条 役員は、無給とする。ただし、理事長、常勤の役員その他理事長が別に定める非常勤の役員については、理事会の承認を得て、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用弁償として旅費を支給することができる。
- 3 第2項に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が別に定める。

(運営委員)

第19条 この法人には、運営委員15人以内を置く。

2 運営委員は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。

3 第16条、第17条及び前条（第1項ただし書を除く。）の規定は、運営委員について準用する。

（運営委員会）

第20条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

2 運営委員会は、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、その結果を理事長に報告する。

3 運営委員会について必要な事項は、理事長が別に定める。

第4章 理事会

（構成）

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第22条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を決議する。

（招集）

第23条 理事会は、第15条第5項第4号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、速やかに、理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、あらかじめ、文書をもって通知しなければならない。

（議長）

第24条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（定足数）

第25条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第26条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（書面表決等）

第27条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その理事は、理事会に出席したものとみなす。

（議事録）

第28条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事（書面表決者及び表決委任者を含む。）の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過

2 議事録には、議長及び出席理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 寄附行為の変更及び解散

（寄附行為の変更）

第29条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、香川県知事の認可を得なければ変更することができない。

（解散及び残余財産の処分）

第30条 この法人は、民法（明治29年法律第89号）第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、香川県知事の許可があったときに解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、香川県知事の許可を得て、香川県又はこの法人と類似の目的をもつ団体に寄附する。

第6章 事務局等

（事務局）

第31条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（書類及び帳簿の備付け）

第32条 この法人の事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備えておかななければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可及び登記に関する書類
- (4) 理事会の議事に関する書類
- (5) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(7) その他必要な書類及び帳簿

第7章 雑 則

(委 任)

第33条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可があった日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の会計年度の事業計画及び収支予算は、第10条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第13条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成2年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の役員は、第14条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項本文の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成3年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立許可のあった日以後最初に委嘱される運営委員の任期は、第19条第3項の規定にかかわらず、委嘱のあった日から平成3年3月31日までとする。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成10年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成16年7月1日から施行する。